

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
○ 第6条（監督者の責務）について		
1	第6条第1項第1号中「認識を深めさせるよう努めること。」との記載を「認識を深めさせること。」と修正すること。 (理由) 監督者の責務を明確にする観点から。	御意見を踏まえ、該当部分を御意見どおりに修正いたします。
○ 第8条（相談体制の整備）について		
2	本条の他、第6条、別紙第5の3、第7に次を明記すること。 「障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保」及び「コミュニケーションを支援する者（手話通訳者・要約筆者等）を設置すること」	御意見を踏まえ、第8条第2項を「相談窓口においては、対面、電話、ファクシミリ、電子メールのほか、障害者等がコミュニケーションを図る際に必要となる多様な連絡手段の確保に努めるとともに、障害者の性別、年齢、障害の特性等に配慮して対応するなど、必要に応じ、相談体制の充実を図るものとする。」と修正いたします。
3	相談過程でコミュニケーション支援が受けられるよう体制を整備するとともに、当事者が望む者の同行や付添いが認められるべきことを記載すること。	
4	第8条に次を追加すること。 「相談等を行おうとする者は、手紙、電話、ファクシミリ、メールなど任意の方法を用いて相談窓口で相談を行うことができることとする。」	
5	第8条第2項を次のとおり修正すること。 「・・・必要に応じ、相談体制の充実を図るものとする。」と修正すること。	
6	第8条を「・・・個人情報の保護等に配慮しつつ、関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。」と修正すること。	
7	第8条に次の項を追加すること。 「相談窓口について障害者及び関係者にわかりやすい形で周知されなければならない。」	基本方針第5の2において「相談窓口を明確にする」と規定されており、これに従い、ウェブサイトを活用するなど、分かりやすく相談窓口が周知されるようにしてまいります。
8	相談窓口に「障害の特性に関する専門知識を有する担当者」、「女性職員」などを配置することが必要と明記すること。	御意見については、相談体制の充実を図る上で、今後の参考にさせていただきます。
9	相談体制においては、差別を受ける痛みを最も理解するのは障がいのある人であることから、可能な限り、障がいのある人が相談にあたるピアカウンセリング的手法を用いるべきことを記載すべきである。	
10	「相談窓口には障害当事者を含む外部有識者を入れ、更に障害者からの理解が得られない案件に関し、障害当事者団体に意見を求め相談する等、建設的な解決に努める。」の文言を入れること。 (理由) 障害者と担当者間で解決が難しい案件は、相談窓口を中心に解決に当たれるよう明文化が必要なため。	
11	ウェブサイトによる情報提供はウェブアクセシビリティに関する日本工業規格「JIS X 8341-3:2010」に準拠することを要望する。	御意見は参考にさせていただきます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
○ 第9条（研修・啓発）について		
12	<p>職員等の研修に当たっては次のとおりとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害別の研修を必ず実施すること。 ・ 研修会開催計画につき内容や回数を明文化すること。 ・ 障害当事者を参加させること。 ・ 研修に使用するマニュアルは障害者団体等の監修により当事者が納得できるものとする。 ・ 専門的なプログラムを組み、福祉施設等における実習を行うこと。 	<p>御意見を参考に、職員に対する日常の指導等や研修・啓発の機会を通じて、障害の特性に応じた適切な対応が行われるよう努めてまいります。</p>
13	<p>第9条第3項を「第1項の啓発を行うに当たっては、職員が、障害の特性を理解するとともに、マニュアル等の利用により、障害者に対して適切な対応を行うことができることとなるようにする。」とすること。 （理由） 職員による障害者への適切な対応を担保する観点から。</p>	<p>該当部分を「<u>第1項の啓発は、職員が障害の特性を理解し、障害者に対して適切に対応するために必要なマニュアル等を活用することにより行うものとする。</u>」と修正いたします。</p>
14	<p>検察官、検察事務官に対し、障害特性を十分に理解した取調べを行うよう、必要な研修を障害当事者団体と連携して実施すること。 特に女性障害者に対する性差別への理解を深めること。</p>	<p>御意見を参考に、職員に対する日常の指導等や研修・啓発の機会を通じて、障害の特性に応じた適切な対応が行われるよう努めてまいります。</p>
○ 別紙第1（障害者の対象範囲等）について		
15	<p>「障害」の定義は、漏れのないように広く解釈されるよう示す必要があり、過去の障がい、将来の障がいや性同一性障がいなどが含まれることを明記すべきである。</p>	<p>法及び基本方針にその定義がなされておりますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
○ 別紙第2（不当な差別的取扱いの基本的な考え方）について		
16	<p>「不当な差別的取扱い」は、「障害又は障害に関連する事由を理由とする区別、排除又は制限その他の異なる取扱いであって、正当化されないもの」と定義すべきである。</p>	<p>法及び基本方針にその定義がなされておりますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
○ 別紙第3（正当な理由の判断の視点）について		
17	<p>「正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）及び法務省の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。」と修正すること。 （理由） 正当な理由が拡大解釈されることで結果として障害を理由とする差別が解消されない事態が考えられることから。</p>	<p>御意見を踏まえ、該当部分を「<u>検察庁においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）及び検察庁の事務の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。</u>」と修正いたします。</p>
18	<p>「正当な理由」については、司法手続が法的な権利救済の最後の砦であるという機能や適正手続の保障に鑑み、法定されているものに限るなど、極めて限定的な解釈がなされるべきであることを明記すべきである。</p>	
19	<p>正当な理由の判断の視点に以下の文章を加筆すること。 「差別行為を正当化する概念である「正当な理由」の判断の視点については、抽象的に事故の危惧がある、危険が想定されるといった理由によりサービスを提供しないといったことは適切ではありません。」</p>	
20	<p>「障害者にその理由を説明し、理解を得よう努めるものとする。」を「<u>障害者にその理由を説明するものとし、理解を得よう努めるものとする。</u>」と修正すること。 （理由） 正当な理由があると判断した場合の障害者への説明は義務化するべきであることから。</p>	<p>御意見を踏まえ、該当部分を「<u>障害者にその理由を説明するものとし、理解を得よう努める。</u>」と修正いたします。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
○ 別紙第3（正当な理由の判断の視点）について（続き）		
21	<p>「職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めるものとする。」の次に、「理解を得られない場合は、相談窓口と調整を図ること。」を追加すること。</p> <p>（理由） 職員が障害者に説明しても解決が困難な場合の手立てに関する文言が必要です。</p>	<p>御意見を参考に、職員に対する日常の指導等や研修・啓発の機会を通じて、障害の特性に応じた適切な対応が行われるよう努めてまいります。</p>
○ 別紙第4（不当な差別的取扱いの具体例）について		
22	<p>○不当な差別的取扱いの事例として以下の内容を追加する。</p> <p>「障害の特性を理解しないで、取調べ、逮捕、起訴、公判手続などを行うこと」</p> <p>「令状の提示や要旨、弁護士選任権等の告知について、障害に配慮せずに一般的な形式で行うこと」</p> <p>「福祉施設への入所を不起訴処分の条件とすること」</p> <p>「知的障害、言語障害等により、被害をうまく申告できない場合、何を訴えているのかわからないとって、告訴状の受理を拒否すること」</p> <p>「知的障害、発達障害があるために、話ができない当事者に必要な当事者家族、支援者などによるコミュニケーション支援を確保しないこと」</p> <p>「取調べ、勾留、逮捕、起訴などにおいて、障害の特性に対する理解がないまま、障害者に対して、暴力、暴言、差別的な言動をすること」</p> <p>「逮捕、勾留時等において障害当事者に必要な医療が提供されないこと、又当事者家族の同意がなく、薬物投与がなされること」</p> <p>「知的障害があるために被害をうまく申告できない場合に、何を訴えているのかわからないとして被害届の受理を拒否する」</p>	<p>御意見を参考に、職員に対する日常の指導等や研修・啓発の機会を通じて、障害の特性に応じた適切な対応が行われるよう努めてまいります。</p>
23	<p>意思の疎通の困難な障害者を逮捕拘留起訴する場合は、その障害者を十分に理解でき、かつ障害者の意思表示等を正確に伝えることのできる、当事者家族や介助者を同席させたり必要な支援を受けることを義務づけるべきである。障害があることにより罪を引き起こしてしまう知的・発達障害の人の裁きを健常者の裁きと同一にすることこそが不当な差別的取扱いである。</p> <p>（理由） 知的・発達障害の人の中には、脳の前頭葉が萎縮したり損傷することにより、してはいけないことが一部または全部理解できなかつたり、特定のことは理解できてもまた違う特定のことは理解不可能であること、脳の抑制自制がきかず、本能のままに行動してしまうこと、海馬が萎縮していることにより記憶力が著しく低下して、何万回同じことを注意してそのときは分かったと返事をしていても記憶力が損なわれているため悪意は全くなくても再び同じことを繰り返してしまうこと、これらは障害に起因するものであり本人に過失はないこと、従って刑事罰を科すことが重大な人権侵害になることもあることを十分に留意する必要がある。</p>	
24	<p>具体例が検察の業務内容に則しておらず、全面的な修正を求める。</p>	

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
○ 別紙第5（合理的配慮の基本的な考え方）について		
25	第5の1「合理的配慮」の定義として、「検察庁が行うべき、社会的障壁の除去の実施のための必要かつ合理的な現状の変更及び調整で、過重な負担を伴わないもの」と明記すべきである。	法及び基本方針にその定義がなされておりますので、原案のとおりとさせていただきます。
26	第5の1「合理的配慮は、検察庁の事務の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること」とされているが、本来の業務の範囲を厳格に解釈して、合理的配慮を提供すべき場面を限定すべきではない。	御意見も参考に、法及び基本方針の趣旨を踏まえ、適切に対応してまいります。
27	第5の3「障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）」を「障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（言語通訳・手話通訳・要約筆記者・盲ろう通訳等を介するもの）」と修正すること。	障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段は多様であり、該当部分に複数例示しているため、原案のとおりとさせていただきます。
28	第5の3「当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働き掛けるなど、自主的な取組に努めるものとする。」を「当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために知的障害・精神障害の特性に通じた支援者の協力のもと、建設的対話を働き掛けるなど、自主的な取組に努めるものとする。」と修正すること。	御意見を参考に、職員に対する日常の指導等や研修・啓発の機会を通じて、障害の特性に応じた適切な対応が行われるよう努めてまいります。
29	第5の3「自主的な取組に努めるものとする。」との記載を「自主的に取り組むものとする。」と修正すること。	御意見も参考に、法及び基本方針の趣旨を踏まえ、適切に対応してまいります。
30	第5の5「委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めるものとする。」を「委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むものとする。」に修正すること。	
○ 別紙第6（過重な負担の基本的な考え方）について		
31	「過重な負担」に関して、「正当な理由を拡大解釈することなく」旨の記述を追加すること。	御意見を踏まえ、該当部分を「過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。」と修正いたします。
32	「過重な負担については、適正手続を求められる分野の事案においては、原則として考慮する必要はない」を加えるべきである。	法及び基本方針の趣旨を踏まえ、適切に対応してまいります。
33	「障害者にその理由を説明し」との記載を「障害者にその理由を説明するものとし」と修正すること。 (理由) 過剰な負担に当たると判断した場合には、判断した側はその理由等について障害者に説明することを義務化することが適切であることから。	御意見を踏まえ、該当部分を御意見どおりに修正いたします。
34	「理解を得られない場合は、相談窓口と調整を図ること。」を明記すること。	御意見を参考に、職員に対する日常の指導等や研修・啓発の機会を通じて、障害の特性に応じた適切な対応が行われるよう努めてまいります。
35	「○ 費用・負担の程度」を削除されたい。 (理由) 費用が発生するので手話通訳者または要約筆記者を頼まないなど、意思疎通の権利が金銭に換算される風潮を助長する書き方には違和感を感じる。	御意見も参考に、法及び基本方針の趣旨を踏まえ、適切に対応してまいります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
○ 別紙第7（合理的配慮の具体例）について		
36	○ 合理的配慮の具体例として以下を追加すること。 「館内放送や天災や事故などの緊急情報を聞くことが難しい障害者に対し、電光ボードや電光掲示板などを活用し、館内の目につきやすい場所に分かりやすい表現で掲示する。」 (理由) 聴覚障害者は、館内放送や緊急放送を聞くことができず状況が分からない為、聞こえる人も聞こえない人も、誰もが分かる方法で、対応すべき。	御意見を踏まえ、「災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが困難な聴覚障害者に対し、手書きのボード等を用いて分かりやすく誘導する。」を具体例に追加いたします。
37	○ 合理的配慮の具体例につき以下のとおり修正すること。 「比喩表現等が苦手な障害者」を「発達障害者で比喩表現等が苦手な障害者」に修正する。 (理由) 発達障害も社会に理解されにくい障害の一つであり、非障害者にも想像がつくように記載した方がよいと思います。刑務所などでは、発達障害者の言動が「かわった行動」で済まされなくて、トラブルに発展してしまうのだと思います。特に知的障害（発達障害）者は初期段階で、コミュニケーション支援につなげることが求められていると思います。	御意見を踏まえ、該当部分を「比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。」と修正いたします。
38	○ 合理的配慮の具体例につき以下のとおり修正すること。 「知的障害者から申出があった際に」を「障害者から申出があった際に」と修正する。 (理由) ゆっくり、丁寧な説明、なじみのない外来語はさける、といった配慮は知的障害者だけでなく他の障害者等からも申出があることが考えられるため。	御意見を踏まえ、該当部分を御意見どおりに修正いたします。
39	○ 合理的配慮の具体例として以下を追加すること。 「会議の進行の際には、委員の障害の特性に合った介助員を付ける等配慮すること。」 (理由) 改正障害者基本法33条2にあるように、「会議における合理的配慮事例」の記述が必要。例えば、聴覚障害者は音声情報が入らないため、資料と手話もしくは文字通訳を同時に見ることができず、そのための介助員が必要。	御意見を踏まえ、「会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心掛けるなど、障害の特性に応じた配慮を行う。」を具体例に追加いたします。
40	○ 合理的配慮の具体例として以下を追加すること。 「会議の進行にあたり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚また聴覚に障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなど配慮を行う。」	
41	○ 合理的配慮の具体例として以下を追加すること。 対応要領・対応指針等をはじめとして今後提供されるすべての情報について視覚障害者のための情報補償に配慮し、点字（墨字ページ参照付）、音声、拡大文字、電子データ（テキスト、WEB）を必ず提供すべきである。	御意見を参考に、職員に対する日常の指導等や研修・啓発の機会を通じて、障害の特性に応じた適切な対応が行われるよう努めてまいります。
42	○ 合理的配慮の具体例として以下を追加すること。 物理的環境への配慮として、「電光表示板、磁気誘導ループなどの補聴装置の設置、音声ガイドの設置」を加えるべきである。	
43	○ 合理的配慮の具体例として以下を追加すること。 意思疎通の配慮の具体例に「要約筆記」を明記すべきである。	
44	○ 合理的配慮の具体例として以下を追加すること。 意思疎通が不得手な障害者に対し、「早く喋る」等の相手を急かすようなことはやめ、相手が話し終えるまで極力「待つ」ようにする。挨拶・自己紹介等もうまくできない場合もあることをあらかじめ承知しておく。	
45	○ 合理的配慮の具体例として以下を追加すること。 「取調べにおける障害者本人の防衛権の保障のため、コミュニケーション支援を必要とする障害者については、コミュニケーションの支援をする手話通訳者・支援者の同伴を検察庁の費用負担で行う。」	

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
○ 別紙第7（合理的配慮の具体例）について（続き）		
46	<p>○ 合理的配慮の具体例につき以下のとおり修正すること。</p> <p>「順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手順順を入れ替える。」につき、発達障害者を想定したものであるならば、検討する余地がある。</p> <p>（理由）</p> <p>発達障害者の中には順番をまつことに非常にイライラしたりする方もいますが、それは障害特性というよりは、「順番を守る」ことを学習しそこねた結果（未学習の結果）というべきものです（発達障害児者でも多くは学童期あたりまでには学習できるものです）。</p> <p>「順番の入れ替え」については、これを国レベルで推奨すべき合理的配慮としてしまうことにより、未学習のある当事者において「自分は発達障害だから優先されるべき」といった誤学習にもつながりかねず、いきすぎた配慮の要求や、自治体窓口や民間でのトラブルへの波及、ひいては訴訟等の増加なども懸念されます。</p> <p>窓口対応などにおいては手続き順などを入れ替えてしまったほうがスムーズに行くといった面はあるかとは思いますが、社会と当事者の先々のためにも、この項目における「順番の入れ替え」部分については削除あるいは発達障害者の除外を明記していただきたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、該当部分の記載を「<u>障害者への対応を優先すべき事情があるときは、周囲の者の理解を得た上で、手順順を入れ替える。</u>」と修正いたします。</p>
47	<p>○ 合理的配慮の具体例につき以下のとおり修正すること。</p> <p>「スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。」を「スクリーンや板書、手話通訳者等がよく見えるように、スクリーンや手話通訳者等に近い席を確保する。」と修正する。</p>	<p>御意見を踏まえ、該当部分の記載を「<u>スクリーン、板書、手話通訳者等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。</u>」と修正いたします。</p>
48	<p>○ 合理的配慮の具体例につき以下のとおり修正すること。</p> <p>「障害者本人から別室準備の申出があった場合も、施設の状況に応じて別室を準備する。また、他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により不随意的発声等がある場合、「職員が障害者の意を汲んで」施設の状況に応じて別室を準備する。その場合も必ず当該障害者に説明の上、承諾を得なければならない。」と修正する。</p>	<p>御意見を踏まえ、「<u>障害者本人から申出がある場合又は他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合には、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。</u>」と修正いたします。</p>
49	<p>○ 合理的配慮の具体例として以下を追加すること。</p> <p>「取調べにおける合理的配慮として、障害の特徴を踏まえた上で、一律的な対応をしないよう明記することを求めます。」</p> <p>「精神障害者の方に対して、長時間にわたって取調べなどを行うことは精神状態を不安定にさせることもあり、本人の求めに応じた休憩や休憩室における休息などの合理的な配慮をしよう求めます。」</p> <p>「知的障害や言語障害がある方に対するコミュニケーション支援として、本人の意思をくみ取れる人員を補助するなど、取調べ中に誤った意思疎通が起きないように配慮を求めます。」</p> <p>「普段、福祉サービスを利用している方、特にヘルパーを利用して生活している障害者に関して、取調べ中もヘルパー利用ができるようにして、介助に慣れた人材によって、拘留期間の生活が維持できるように配慮することを求めます。」</p>	<p>取調べについては、被疑者等の特性に応じて行うよう、その適正の一層の確保を図っているところですが、御意見を参考に、職員に対する日常の指導等や研修・啓発の機会を通じて、障害の特性に応じた適切な対応が行われるよう努めてまいります。</p>
50	<p>○ 合理的配慮の具体例として以下を追加すること。</p> <p>「視覚障害のある人を逮捕する場合は、点訳された逮捕状を示したり、取調べの際は聴覚障害のある人に対して、手話通訳、要約筆記などその人のコミュニケーションに適した通訳を付ける。」</p>	
51	<p>○ 合理的配慮の具体例として以下を追加すること。</p> <p>「けい性のある体に力が入り疲れやすい脳性麻痺などの身体障害者に対して、ソファやベッドなどを用意し、取調べ用の椅子ではなくソファやベッドで事情聴取等を行う。」</p> <p>「障害の状態に即して意思を確認し適宜休憩を取りながら取調べ等を行う。」</p> <p>「取調べ等を行う際には障害者当事者に必要不可欠である意思決定のための人的支援を行う。」</p> <p>（理由）</p> <p>脳原性運動障害者に対するソファやベッドを用いての取調べ等は必要かつ合理的な配慮であり、決して特別扱いではないことに留意する必要がある。</p>	

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
○ 別紙第7（合理的配慮の具体例）について（続き）		
52	<p>○ 合理的配慮の具体例として以下を追加すること。 ルール・慣行の柔軟な変更の具体例として、「知的障害や発達障害などによって、十分に自己防衛ができにくい障害者に対して、本人の意図を理解し、伝えることができる支援者の立ち会いを付けること」 （理由） 障害特性によって、事実とは違うことであっても誘導されやすい障害者がいます。本人の権利を守り、えん罪や間違った事実確認を避けるために支援者の配置が必要です。</p>	<p>取調べについては、被疑者等の特性に応じて行うよう、その適正の一層の確保を図っているほか、事案に応じて、取調べの録音・録画の試行を行うなどしており、御意見については今後の参考にさせていただきます。</p>
53	<p>○ 合理的配慮の具体例として以下を追加すること。 ルール・慣行の柔軟な変更の具体例として「取調べの完全可視化」 （理由） 障害特性によって、事実とは違うことであっても誘導されやすい障害者がいます。本人の権利を守り、えん罪や間違った事実確認を避けるために、取調べの完全な可視化が是非必要です。</p>	